

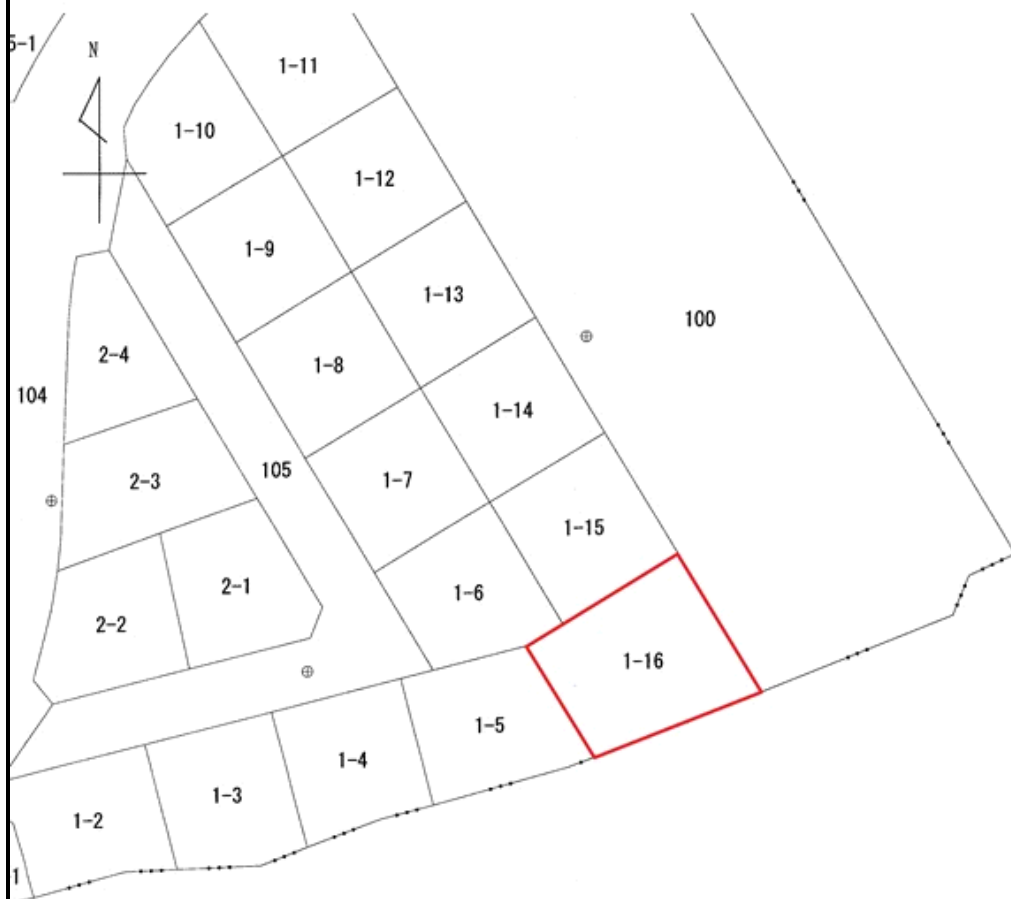
売却区分番号	446 - 30		
見積価額	¥12,600,000	公売保証金	¥1,300,000
財産の表示	1 所在 千葉県佐倉市稲荷台三丁目 地番 1番16 地目 畑 地積 240平方メートル <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	第2種住居地域 第1種高度地区 日影規制（4時間－2.5時間） 宅地造成等工事規制区域 建蔽率 60% 容積率 200%		
接道状況	北東側 幅員約28.5メートル舗装市道		ほぼ等高接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地（敷地内高低差あり）		
使用状況等	北東部分 第三者が家庭菜園として使用 貸借関係等の内容は不明 その他の部分 雑草繁茂		
特記事項	買受人の資格その他の要件 現況非農地であるが、「買受適格証明書」の提出を要する。		
住居表示等	千葉県佐倉市稲荷台3丁目1番地15付近		
最寄駅等	京成電鉄 本線 京成臼井駅 徒歩 約9分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

446-30



見取図



売却区分番号

446 - 30



※動産は公売財産に含まれません。



※動産は公売財産に含まれません。